

2019年11月18日

海賊版リーチサイト「はるか夢の址」 損害賠償請求訴訟における弊社「勝訴」のお知らせ

平素より弊社の出版活動にご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

本日11月18日、大阪地方裁判所におきまして、いわゆる海賊版リーチサイト「はるか夢の址」の運営者ら3名に対する弊社の損害賠償請求訴訟について、弊社の主張を全面的に認め、当該3名に対して総額約1億6千万円の支払を命じる旨の判決が下されましたのでご報告いたします。

弊社は、本年7月9日、上記サイト「はるか夢の址」の運営者ら3名に対し、損害賠償を求める訴訟を提起しておりました。本件は当該3名が共同して弊社の漫画作品等を含む多数のコンテンツを無許諾でアップロードし、公開していた事案です。同サイトによる被害については、漫画だけでも平成28年7月から平成29年6月までの1年間で総額約731億円という推計もあります（一般社団法人コンピューターソフトウェア著作権協会「ACCS」調べ）。弊社は、こうした悪質な海賊版リーチサイト「はるか夢の址」の運営者ら3名に対し、「ヤングマガジン」「イブニング」等計8誌の編集著作権を侵害されたとして、約1億6千万円の損害賠償を請求していました。

なお、刑事事件においては、大阪地方裁判所が本年1月17日、当該3名についてそれぞれ懲役3年6ヵ月、同3年、同2年4ヵ月の有罪判決を下し、当該3名が控訴しておりましたが、本年11月1日、大阪高等裁判所は当該3名の控訴を棄却する旨の判決を下しています。

そのようななかで本日、弊社の損害賠償請求訴訟において、当該3名に対し、約1億6千万円の損害賠償義務を認める判決が下されました。今回の判決は、刑事事件の判決と併せて、意図的に著作権を侵害し違法な海賊版サイトを運営する行為が、いかに反社会的で悪質なものであるかを示した有意義なものと考えております。

弊社は、海賊版被害の拡大や蔓延を防ぐために、今後も積極的に海賊版サイト運営者らの責任を厳しく追及してまいります。

講談社広報室